

教 育 委 員 会 会 議 録

平成 25年5月 定例教育委員会		
開 会 日	平成 25年5月 28日 (火)	
開 会 時 間	午後 2時 30分～午後 3時 40分	
開 会 場 所	佐賀市大財別館 4-2 会議室	
出 席 者	委 員	<p>山下委員長 岸川委員 福島委員 光吉委員 伊東委員 東島教育長</p>
	事 務 局	<p>貞富こども教育部長 荒金社会教育部長 古田こども教育部副部長兼 教育総務課長 吉木こども教育部副理事兼学校教育課長 百崎こども 家庭課長 藤田こども教育部副理事兼保育幼稚園課長 中島社会教育 部副部長兼社会教育課長 福田文化振興課長 百崎青少年課長 棚町 図書館長 吉松スポーツ振興課長 鷺崎諸富教育課長 前山大和教 育課長 藤瀬三瀬教育課長 糸山川副教育課長 江頭東与賀教育課長 古川久保田教育課長 梅崎教育総務課副課長兼総務係長 古賀教育総 務課教育政策係長 宮崎学校教育課参事兼 I C T 利活用教育課係長</p>
提 出 議 案	<p>第 2 号議案 財産の取得について 第 3 号議案 佐賀市子ども・子育て会議条例 第 4 号議案 佐賀市教育委員会に対する事務委任等に関する規則の一部を 改正する規則</p>	
協 議 事 項	な し	
報 告 事 項	①平成 25年度 6 月補正予算について	
欠 席 委 員	な し	
傍 聴 者 数	な し	
報 道 関 係 者	な し	
会 議 録 作 成 者	教育総務課副課長 梅崎昭洋	

日程1 開会の宣告

(山下委員長)

皆様こんにちは。いよいよ梅雨入り宣言がなされました。これから蒸し暑い日が続くかと思しますので、皆様方どうぞ体調管理にはご注意をさせていただきますようお願いいたします。

これより佐賀市教育委員会5月定例会を開きます。

本日は、6人中6人の委員が出席しておりますので、適法に委員会が成立しております。

本日の日程につきましては、配付いたしております日程のとおりお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これより本日の日程に入ります。

日程2 会議録の承認

(山下委員長)

日程2の会議録の報告を求めます。

(梅崎教育総務課副課長)

4月23日の定例教育委員会の会議録につきましては、5月24日に皆様に配付したとおりでございます。よろしくお願いいたします。

(山下委員長)

報告は終わりましたが、報告内容に質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないようですので、会議録は報告のとおり承認することにいたします。

日程3 教育長の報告

(山下委員長)

次に、日程3、教育長の報告を求めます。お願いします。

(東島教育長)

それでは、5点ほど報告をさせていただきます。

まず1点目は、平成25年度の佐賀県市町教育長会の定期総会がございました。20市町ございますけれども、きょうの新聞でも出ておりました、体罰の問題、また、体罰の問題に絡んで、部活動のあり方が議事の中で大きな話題になりました。ここに書いておりますように、嬉野の教育長から部活動というのがどういうものかという視点で緊急の提案がなされました。嬉野市においては、今年から毎月第3水曜日を部活動休止日とするということで、県全体足並みそろえてやってはどうかという提案がなされました。佐賀市も校長会の中で提案をしております、部活動の意義、それから現在の部活動の課題というのを明確にしながら、佐賀市としては全市的には毎月第2水曜日を休みとしております。水曜日の位置づけは違うにしても、嬉野市と同じ歩みで進むこととなります。そういうことで議論をいたしました、なかなか全体的な結論は出ませんでした。各市町にそれぞれ事情がございますので、各市町の校長会等におろして、共通理解を図りながら進めていく必要があるということで、これは持ち帰りになりましたけれども、月に1回は最低限全市的に全町的に休むという基本方針は皆さん方に十分理解していただいたようです。

次の会議のときには、部活動の意義を踏まえながら、休みの日、あるいは練習のあり方といった、これから先の部活動のあり方について、教育長会の中でも全県的に足並みをそろえていく方向で進めてまいりたいと思ったところでございます。

それから、講演がございました。これは以前佐賀市にいらっしゃいました佐保前校長が中国の広州日本人学校の校長をされておりましたけれども、帰ってこられて、お話をなさいました。この中で非常に印象に残ったのが、おわび会見についてでした。これは企業の論理だということでございますが、教育委員会関係、あるいは学校関係の記者会見が一番ぎくしゃくしている、板についていないということを言われました。教育委員会とか教育関係者は、記者会見をするときには内容を重視しながら言うけれども、本当は表情、しぐさ、見た目とか、あるいは声の質、大きさ、テンポとか、そういうことが重要で、内容は一番最後に入って来るといわれまして、非常に勉強になりました。いわゆる見た目の受ける印象が大半を占めるということなのです。中身はどうでもよかったらおかしいですが、教員としては、この辺りは学ぶべきところだなと思いました。内容は頭を使って考えるけれども、それをどう伝えるかということになると非常に弱いことを自分自身感じたところでございます。

それから、マスコミというのは、逃げると追いかける、隠すと暴こうとする。マスコミに限らず人間というのはそういう習性を持っているから、逃げるな、隠すな、これが原則であるということです。まさにそのとおりだなと思いました。

それから、もう1つ、私どもは俗に言うモンスターペアレントとか、あるいは過度なクレームとか、そもそもクレームの原点を探ってみると、その原因・要因はやはり学校にあるのだということなんですね。全然原因のないところにクレームはついてこない。ちょっとした火が大きくなるのであって、私どもは過度な要求、クレームと言っているけれども、その火種になった部分に目を向けて対処する必要があるということをおっしゃられて、非常に参考になったところでした。

2点目です。保育園・幼稚園の経営ヒアリングを行いました。園の経営の根幹というのは、特に小さい子どもを預かっていますので、園児の命を守ることがまず前提でございます。園の安全・安心な経営、これが一番重要なことであって、万一のときには、迅速・適切に対応することが必要になってきますが、各園のヒアリングの中から、それを見ることができました。例えば、園内点検のこと、日常点検、定期点検、それから毎月1回の避難訓練、あるいは食物アレルギーへの対応のことなど、園児の安全を前提にしながら園の経営がなされているということを感じたところでございます。

それから、3点目が大隈祭です。大隈祭が5月12日に行われましたが、ここで私が感動したのは、大隈スピーチコンテストの入賞者が3名、「大隈重信に学ぶこと」と題して発表してくれました。実にすばらしい発表でした。会場に来られていた100名近くの皆さんが、これが中学生なのかと感心するぐらいしっかりした意見を持っていると話をされておりました。佐賀市の早稲田大学との提携によるスピーチコンテストがこういうところでも生きていて、子どもたちの学習に生かされているということを感じたところでした。

大隈重信の生き方、政治家、教育者としての思想については、早稲田大学の島善高教授がお話しになりました。「大隈重信が追い求めたもの」ということで話がありましたが、この島先生は佐賀市の出身だそうです。金立町で生まれて金立町で育ったということで、自分のふるさつであるこの佐賀の地で、しかも大隈祭で話ができることに非常に感激しているということから始まりまして、重信の人となりが見える彼が言った言葉とか、あるいは記録に残っているものを楽しく話してくださいました。ただ、最後に私自身が思ったのが、大隈重信の根底には「葉隠四誓願」の1つが根底になっているのかなということを感じました。「大慈悲をおこし人のためになるべき事」、このことが大隈重信の生き方の根底にあるような気がしてなりません。資料のとおりでございます。

4点目、佐賀市の事務共同実施協議会をきのう行いました。いよいよ今年から事務長

が充実して、佐賀市内には10の支援室を設けています。この10の支援室全てに管理職の事務長を配置して共同実施を行っております。さらには統括事務長、これは校長格ですが、旧佐城事務所管内に1人置いて、多久・小城・佐賀市の共同実施の質を高める、均質化する、という視点で働いていただいております。今後さらに充実していくのではなかろうかと考えているところです。

5点目です。これは平成25年度の学校、校長との学校経営ヒアリングです。53校、51名の校長のうち、私は23名とのヒアリングに参加いたしました。その中で、やはり校長が変われば学校が変わるということを感じたところです。校長先生方の意気込みが非常に伝わってまいりました。

その中で幾つか挙げてみますと、1点目が、学校経営につきましては、私もかねがね校長先生方に、部下職員からの参画意識をどう高めていくかということをご提案しておりました。今回、具体的に学校経営案の策定に向けて、部下職員をうまく利用している学校があったということをご心強く思いましたし、学校経営案に沿って具体的にどのようなアイデアがあるのか、アイデアプランという形で全職員に募って、それを整理して学校経営に生かしていくという姿が見られたということ。

それから、どの学校も保護者への学校だよりを出しますが、今年度、これはすばらしいなと思ったのは、自分の組織の中の職員に対してもお便りを出すということでした。校長が日ごろ思っていること、あるいは学校経営上感じたこと、あるいは日常の教育活動で見たことや先生方の動きを職員だよりとして、職員に向けて校長が発信する学校が出てきたということ。

それから、校長先生と保護者が双方向にお便りを、校長が保護者に出す、つまり、保護者から感想なり意見なりをもらうという、マンツーマンのお便りを出している。学校だよりは保護者や地域に向けて出しますが、学校だよりとは別に、校長が保護者一人一人に向けてマンツーマンだよりを出している。これは私もびっくりしました。校長は、1つの家庭の親御さんに向かってお便りを出して、親御さんはそれに対して返しているのです。言うならば、校長と保護者の交換日記的なものでして、これはすごい精力だなと思って感心をしたところでした。全ての校長がそういうことができるとは限りませんが、それぞれ自分の持ち味を生かして学校経営がなされようとしていると感じたところでした。

以上です。

(山下委員長)

ありがとうございました。

報告内容にご質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。

日程4 提出議案

(山下委員長)

引き続き日程4の議題であります。最初に第2号議案『財産の取得について』、説明をお願いします。

(宮崎学校教育課参事兼ICT利活用教育係長)

資料の1ページをごらんください。第2号議案『財産の取得について』です。

財産の取得について教育委員会の意見を聞く必要がありますので、この案を提出するものです。

2ページ目をお願いいたします。

購入する物品は、電子黒板、数量は317台です。この電子黒板につきましては、操

作用端末その他の周辺機器を含んでおります。

契約の方法は指名競争入札、購入価格は1億7,640万円です。購入の相手方は株式会社学映システムとなっております。

購入の物品の内訳ですけれども、電子黒板が60インチの液晶パネルのものです。操作端末はパソコン、その他周辺機器は200万画素の書画カメラとなっております。60インチの液晶パネルと書画カメラにつきましては、メーカーがパイオニアとなっております、パソコンにつきましては富士通となっております。

お手元に電子黒板のチラシをお配りしております。カラーのチラシがパイオニアの製品でございます、イメージはこういった形になります。ただ、実際に入ります製品は1枚めくっていただきまして、図面がついておりますが、その図面の採寸の状態となります。

なお、今回の電子黒板につきましては、反射防止処理等を施しております、現在入っている電子黒板よりも見えやすいような処理をしているところでございます。

以上でございます。

(山下委員長)

はい、ありがとうございます。

何かご質問はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないようですので、第2号議案『財産の取得について』は原案のとおり承認します。

次に、第3号議案『佐賀市子ども・子育て会議条例』について、説明をお願いします。

(藤田こども教育部副理事兼保育幼稚園課長)

第3号議案『佐賀市子ども・子育て会議条例』案の提出であります。

4ページで制定理由を説明いたします。

4月の教育委員会勉強会でも説明いたしましたとおり、子ども・子育て関連3法が制定されまして、その中の子ども・子育て支援法の第77条におきまして、子ども・子育てに関する合議制の機関を設けることが規定されています。佐賀市におけるこの合議制の機関を「佐賀市子ども・子育て会議」としまして、設置する条例を定めるものであります。

設置目的としましては、6ページの参考資料、大きな2番、子ども・子育て会議の役割で説明をしております。

1点目の役割としまして、子ども・子育てに関する施策を推進するための必要な事項や施策の実施状況を調査審議するものであります。

第2点目の役割としましては、子ども・子育て支援法では、市町村で子ども・子育て支援事業計画を策定しなければならないことが規定されております。その計画において、地域のニーズを反映させて、子育て家庭の実情を踏まえた施策が実施されることを確認することが会議に求められているものであります。

3点目の役割は、幼稚園・保育園・放課後児童クラブなどの利用定員を定めるときに、あるいはまた、子ども・子育て支援事業計画を策定変更するとき、いろいろな方々からの意見を聴取する場としての役割でございます。

4点目の役割は、子ども・子育て支援事業計画が策定された後も、その事業計画の進捗を図っていく役割があります。

4ページに戻っていただきまして、2番の制定内容につきまして、会議の委員は15名以内とし、会長、副会長を置きます。委員の任期は2年とします。会議は会長が招集し、委員の過半数の出席がなければ開くことができないとしております。施行日につきましては、議会承認後、会議の委員等の選任の準備期間を経まして、25年8月1日としております。条文内容につきましては別紙の資料をご覧ください。

以上です。

(山下委員長)

ありがとうございました。

5ページに、第3条の子ども・子育て会議の委員が「15人以内をもって組織する。」と書いてありますよね。そして、第4条に「委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は」とありますが、補欠の委員も加えて15名ということでしょうか。

(藤田こども教育部副理事兼保育幼稚園課長)

委員は15名以内ですが、委任された委員が途中でおやめになるとか、例えば、企業代表の方で、そのセクションから人事異動がなされて、途中交代があったときなどには、補欠委員を専任することになります。

(東島教育長)

欠員が生じたときは補充するということですね。

(山下委員長)

欠員が生じたときに、という意味ですね。はい、わかりました。

もう1つ、6ページですけど、委員の構成を書いてあって、学識経験者、教育保育の関係等とありますけれども、ここで保健師とか看護師、あるいは民生児童委員とかは必要ないのかなと思います。というのは、子ども・子育て支援事業計画の中に、妊婦検診とか、病児病後児保育とか、乳児の家庭訪問というのがございますよね。だから、そういう人も必要ではないのかと思いました。どうでしょうか。

(藤田こども教育部副理事兼保育幼稚園課長)

ここには予定として想定される1つの事例として挙げさせていただいていますが、確かに内容を見ますとかなり広い範囲に及びます。乳児の健診も含めてですね。そういう意味では、私どもも今ここに挙げられているほかに必要であれば、当然その範疇の中で他の職種の方々も検討させていただきたいと思います。今のところは、ここに挙げている委員の方、また、プラスアルファとして、特に今回国からの要請がっているのは、今実際に子育てをされている世代の方の代表とか、市民代表です。公募市民の分は、当然国からの指導もありますので、その辺りも加味した上で、今の御意見も踏まえて検討させていただきたいと思います。

(山下委員長)

それから、やはり佐賀市も人材がいっぱいいらっしゃいますので、委員さんはなるべく佐賀市の方を活用していただきたいというのが私の希望でございます。

(藤田こども教育部副理事兼保育幼稚園課長)

はい。

(伊東委員)

これは、計画をどうやって実施したのかという検証条例なのですか。例えば、部署ごとにいろいろな実施の計画が出ますよね。それを本当に計画どおり実施したのかしていないのかを、会議をやって検証をする条例とっていいのですか。

(藤田こども教育部副理事兼保育幼稚園課長)

会議の目的は、今委員おっしゃった、進捗の管理も1つあります。ただ、もう1つ、今回新たな計画を立ち上げるということで、例えば、保育園、幼稚園、あるいは放課後

児童クラブの定員とか、施設がこれだけで足りているのかとか、その辺りの議論もしていただきまして、計画を立てる前のいろいろな方々との調整、ご意見を承る場でもあります。

(伊東委員)

その条例の意味合いが少し分かりにくいのですが、ある計画を立てると、必ずPDCAによって、最終的に検証を行いますよね、さらにそれをスパイラルで回していくわけですが、この会議条例という意味合いがびんとこないのです。この会議条例で審議されたことについて、責任と権限が一元化できているのかということです。会議をした、これは少しおかしいとなったときに、だれが責任をとるのか、あるいはその責任の範囲が一元化して流れているのかです。計画したら、必ず実施してどうだったと検証するのが当たり前ではないですか。わざわざこういう会議条例をつくらないといけないのでしょうか。

この前もみやき町でいじめ体罰防止条例が出されていましてよね。何か条例をつくると、それで終わったような感じがします。これがうまく回転できればいいことですが、条例をつくらないと動かないというイメージを私は受けました。

それともう1つ、首相がみずから教育再生実行会議というのを立ち上げているではないですか。それが具体的におりてくるのは後でしょうけど。その辺とのつながりが将来的にあるのでしょうか。

(岸川委員)

これはむしろ教育委員会の、我々の政策に対して第三者的に見ていただく機関をつくるという意味合いなのですかね。

(藤田こども教育部副理事兼保育幼稚園課長)

少なくとも子育て支援全般になりますので、当然その中には教育の部分もありますし、福祉の部分もあります。今伊東委員がおっしゃった、何で条例なのかというところなんですけど、まずこのような計画を今までつくったことがありません。中核都市以上ですと、例えば、児童福祉審議会とか社会福祉審議会とか、そういう専門部会があって、専門的に審議できる審議会は別にあるのですが、佐賀市は今までなかったのです。こういう大きな児童福祉、子ども・子育て支援に関する全般的な、具体的な計画をつくるということが初めてなものですから、そういう意味でやはりこのような会議をまず立ち上げるべきだということです。これは国の指導でもあります。審議会などが無い市町村においては、こういう会議をつくりなさい、さらに、法律の中でこの会議を立ち上げるときには条例で定めなさいという規定があるものですから、今回条例制定をお願いするものであります。

(伊東委員)

取り越し苦労に終わればいいですけど、会議のための会議ということにもならないとも限らないと思います。これが、例えば子ども・子育て実践条例、実践チェック条例というようなことになればいいのですが。よく読んでいくと、その流れというのは分からないでもないですけど、会議条例というと、会議が先行している感じがして、私の頭の中ではうまく整理できないところがあります。

(藤田こども教育部副理事兼保育幼稚園課長)

冒頭申したように、計画をつくるためだけの会議ではありませんし、PDCAサイクル、後の進捗管理をちゃんとやっているのかという、その辺りのご意見を頂戴する場としても考えているところであります。

(伊東委員)

例えば、今岸川委員がおっしゃった教育委員会を監視するということは非常に大事ですよね。形骸化しているとか今いろいろ言われていますから、そういうチェック機能というのは非常に大切だと思いますけども、ただ、会議の結果を次のステップにつなげていくことが大事だと思います。今は会議を開くことについて、やるなら絶対1時間以内という方向になっているので、会議の開催が先行するという事について、質問、意見をさせていただきます。

(藤田こども教育部副理事兼保育幼稚園課長)

会議という表現ではありますけれども、実質的には審議会とか、今後の計画を含めたチェック機能を持たせていただく会議になっております。

(伊東委員)

はい、わかりました。

(山下委員長)

何かほかにご質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議がないようですので、第3号議案『佐賀市子ども・子育て会議条例』は原案のとおり承認します。

次に、第4号議案『佐賀市教育委員会に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則』について、説明をお願いします。

(藤田こども教育部副理事兼保育幼稚園課長)

第4号議案『佐賀市教育委員会に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則』であります。

まず11ページ、新旧対照表で説明をさせていただきます。この佐賀市教育委員会に対する事務委任規則等に関する規則の第2条に示された業務につきましては、それぞれの法律で市長に権限のある業務を教育委員会に委任できるものであります。なお、今回の規則改正につきましては、保育幼稚園課とこども家庭課両方の業務にかかわっております。

新旧対照表右側の改正後の条文であります。まず、今回新たに委任事項に追加した事項として、先ほどから申しております第2条第11号の子ども・子育て支援法第61条に掲げる計画に関することとあります。この中には、今度条例を制定します子ども・子育て会議に係る業務も含まれております。

また、次の委任事項の名称の変更がございます。第11号から第18号につきましては、委任レベルを統一しておりました。具体的にいきますと、第11号の「児童福祉法」、第12号の「母子及び寡婦福祉法」、第17号の「売春防止法」を委任するという形ではなく、今回委任する業務の内容で表現いたしました。したがって、現行の第11号「児童福祉法に関すること」は、改正後は第13号「保育に関すること」とし、現行第13号の「保育所に関すること」も改正後は第13号「保育に関すること」に統合しております。また、現行の第12号の「母子及び寡婦福祉法に関すること」は、「ひとり親家庭等の支援（医療費助成を除く。）に関すること」にいたしております。また、現行の第17号「売春防止法に関すること」は「婦人保護に関すること」にしております。また、現行の第18号「家庭児童相談室に関すること」も具体的な事業名で「家庭児童相談及び児童虐待に関すること」に変えております。現行の第19号「その他子育て支援に関すること」につきましては、「第11号から第18号に掲げるものその他子ども・子育て支援に関すること（経済的支援を除く）」としました。

これにつきましては、保育幼稚園課とこども家庭課の業務で、各号に上がってきていな

い業務を包括する条項として考えております。

次に、12ページの第3条「補助職員による補助執行」をお願いします。この第3条に示した業務につきましては、市長から福祉事務所長に委任された業務でありますけれども、法律で教育委員会に委任できる規定がないものですから、教育委員会の職員が福祉事務所の業務を補助執行するというものであります。

現行の第3条第3項保育の実施、及び第4号児童福祉に関する費用の徴収のうちの保育料の徴収につきましては、教育委員会に委任できずに補助執行としておりましたけれども、児童福祉法の改正に伴いまして、教育委員会に委任ができるようになりました。したがって、改正後の第2条の事務委任に変更しまして、第2条の第13号「保育に関すること」に統合しております。よって、現行の第3条第3号及び第4号の中の保育料に係る規定は削除をしました。

同じく現行の第3条第1号助産の実施、第2号母子保護の実施につきましては、児童福祉法で市長は福祉事務所には委任できないことになっておりますので、このまま教育委員会の職員による補助執行としております。あわせて第4号の法第56条第2号につきましても、助産の実施と母子保護の実施に伴う費用の徴収規定でありますので、新しい改正の中でも残しております。

以上で終わります。

(山下委員長)

ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないようですので、第4号議案『佐賀市教育委員会に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則』は原案のとおり承認いたします。

日程5 報告事項

(山下委員長)

続きまして、日程5の報告事項に入ります。

まず、「平成25年度6月補正予算について」、各担当課からお願いします。

(古田こども教育部副部長兼教育総務課長)

13ページの表をごらんください。こども教育部から説明いたします。

真ん中の歳出予算の補正を中心に説明させていただいて、関連する歳入という形で見ていただければと思います。

まず、コミュニティ・スクール推進事業の99万7,000円です。城南中、赤松小、北川副小学校で構成します城南豊夢学園運営協議会というものがございしますが、こちらは文部科学省の研究委託を受けて24年度から実施しているもので、2年目に入ります。地域住民を巻き込んだ活動の展開によって、中学校区における3校の小・中学校の連携強化を図ることを目的とした研究事業で、左側に書いてあります教育総務費受託事業収入ということで、全額国費による受託事業となっております。

次の富士中学校改築事業の減額の3,300万円ですが、平成25、26年度で富士中学校の校舎改築を予定しております。この事業の中で、今年度改築にあわせて仮設校舎をリースにより建設することとしておりましたが、ご承知のとおり、この4月に富士小と富士南小が統合いたしまして、旧富士南小の校舎を新校舎として新しい富士小学校が発足しております。そのため、現在旧富士小学校は、空き家という状況になっておりますので、今回中学校の改築にあたり、工事期間中、旧富士小学校校舎を仮設校舎として利用できないかということで検討いたしました。工事期間中の生徒の安全性の確保ですとか、また体育館など施設もありますので、幾らかの改修を行うことで十分利用が

可能と判断しました。そのため仮設校舎のリース料の減額ですとか、一部改修工事を行うための予算の組み替えを行ったものです。

ちなみに、仮設校舎のリースの減額が4,480万円ほどとなっております。ただ、そのまま使うことができませんので、一部手直し工事等で、約1,000万ほどを計上し、差し引き3,300万円程度の減額となっております。

教育総務課は以上です。

(山下委員長)

ありがとうございました。続けて学校教育課お願いします。

(吉木こども教育部副理事兼学校教育課長)

学校教育課の研究指定校委嘱事業分468万4,000円についてご説明をします。

この事業につきましては、4つの事業が組まれております。文科省から直接委託を受けて取り組む事業として、学びのイノベーション事業が150万円、文科省から県へ委託され、県からの再委託事業として3つ、道徳教育総合支援事業が84万円、英語によるコミュニケーション能力等を強化する指導改善の取り組みが20万円、インクルーシブ教育システム構築モデル事業が214万4,000円となっております。

それぞれの事業について簡単にご説明します。

学びのイノベーション事業150万円についてですが、これは西与賀小学校につけているもので、学習者用デジタル教科書の開発を目的としたものでございます。平成22年度から3年計画で開始された総務省のフューチャースクール推進事業により、各教室に電子黒板と1人1台の学習者用タブレット端末が整備された西与賀小学校に、1年遅れの平成23年度から、この学びのイノベーション事業が委託をされました。昨年度でフューチャースクール推進事業が終了しましたが、学びのイノベーション事業のみが1年残ることになったために、文科省が佐賀市教育委員会に新たに委嘱し直すことになったものです。したがって、実質的には継続事業であるため、西与賀小学校はそのまま選定をされています。主な経費としましては、事業研究会の講師招聘や先進校視察の費用弁償費で68万円ほど、消耗品として64万円ほどでございます。

2番目の道徳教育総合支援事業84万円についてですが、これは9年間を見通した道徳教育について、小中連携や地域連携のあり方を研究する。さらにその研究成果を広く市内外の小中学校に情報発信することを目的としています。したがって、小中連携で規模的にも一番適切な学校ということで、東与賀小学校、東与賀中学校にお願いしたところでございます。主な経費としましては、事業研究会の講師招聘、消耗品等ではニューヒューマンという道徳性検査の検査費用、それから講演会の講師の報償費などに使わせていただきたいということでございます。

3番目の、英語によるコミュニケーション能力等を強化する指導改善の取り組み20万円ですが、本事業は、異なる国や文化の人々と外国語を用いて、臆せず積極的にコミュニケーションを図る態度や相手の意図や考えを的確に理解して論理的に説明したり、相手を説得したりする能力を身につけさせることを目的としています。対象校としては諸富中学校に依頼をしているところでございます。主な経費としましては、事業研究会等に講師招聘をするための資金等でございます。

それから、4番目のインクルーシブ教育システム構築モデル事業214万4,000円でございますが、共生社会への形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のために、障がいのある児童に対して提供する合理的配慮の実践事例の蓄積、校内体制の整備についての実践研究を行うものでございます。これにつきましては、佐賀市内では障がい等のある生徒が通常学級に在籍をしている本庄小学校を対象校としました。主な経費としましては、これには合理的配慮協力員という者が配置をされますので、その費用がほとんどでございます。

以上でございます。

(山下委員長)

はい、ありがとうございました。続きまして保育幼稚園課お願いします。

(藤田こども教育部副理事兼保育幼稚園課長)

保育幼稚園課は2本で、まず子ども・子育て支援事業計画策定経費300万円でございます。先ほど申しました子ども・子育て支援法に基づきまして、市町村が子ども・子育て支援事業計画を策定しなければならないことになっております。その策定に先立ちまして、子ども・子育てに関するニーズ調査を行いまして、幼稚園・保育園・認定こども園、あるいは放課後児童クラブの需要量見込みを行います。その結果を踏まえまして、今後の子育て支援サービスの提供体制の確保、あるいは、また実施時期などを市の事業計画で明確にしていくものであります。

今回の事業計画につきましては、子ども・子育て支援事業計画策定に向けた子ども・子育てのニーズ調査の委託費約250万円と、子ども・子育て会議の委員報酬が主なものでございます。300万円に対しまして、佐賀県安心こども基金を活用しました児童福祉費県補助金246万円を充てております。

2点目の私立保育園保育士等処遇改善臨時特例事業、7,400万円であります。待機児童解消のために保育所の整備等で児童受け入れの量的拡大を図っておりますけれども、それに伴いまして、保育の担い手であります保育士の確保が課題となってきております。保育士の人材確保を推進するために、保育所の処遇改善に取り組む認可保育園に対して補助を行うもので、今年度より国の制度としてスタートをしております。具体的には認可保育園の保育士のベースアップ、あるいはまた定期昇給、手当、賞与の引き上げなど、各認可保育園で判断した方法で給与等の改善がなされた場合につきましては、その改善額分を補助金として認可保育園に交付するものであります。この事業につきましては、佐賀県安心こども基金を活用いたしまして、補助率10分の10の事業となっております。

以上です。

(山下委員長)

はい、ありがとうございました。それでは、社会教育部お願いいたします。

(中島社会教育部副部長兼社会教育課長)

14ページをお願いいたします。社会教育課からご説明いたします。

社会教育課の一番上で、コミュニティ助成事業350万円の補正をお願いしています。これは財団法人自治総合センターからの宝くじを原資とした助成金の交付決定に伴う補正でございます。対象としましては、下田町自治会220万円と嘉瀬まちづくり協議会130万円の2件の補助事業でございまして、これはコミュニティ活動に必要な備品等の整備に要する助成でございます。なお、財源としましては、雑入でございますが、自治財団法人からのコミュニティ事業助成金350万円を充当しております。

コミュニティ助成事業以下、4本挙げておりますが、これは県の森林整備加速化・林業再生事業費補助金の交付の内示に伴います補正でございまして、県の補助金の増額及び原資としております合併特例債の減額を行っております。中身としましては、神野公民館及び春日北コミュニティセンターについて、平成25年度の建設事業費を計上しておりますが、森林整備の内示がございましたので、その財源の組み替えを行うものでございます。

神野公民館については、内装の木質化に伴います補助金約1,000万円、春日北コミュニティセンターについては木造での建設になりますので、これに対して7,200万円の補助金がございます。これは基本的には県産材を使用するということになっております。2分の1の補助でございます。この県の補助金が入ったことにより、財源としてございました合併特例事業債、起債でございますが、それぞれ神野公民館980万円、

春日北コミュニティセンター分6, 850万円の減額を行うものでございます。
社会教育課は以上でございます。

(山下委員長)

はい、ありがとうございました。それでは、スポーツ振興課お願いします。

(吉松スポーツ振興課長)

まず、健康運動センターサッカー場関係について、財源の変更をするものでございます。健康運動センター南側に天然芝1面、人工芝1面のサッカー場を平成26年3月までの工期で現在建設をしておりますけれども、その財源といたしましては、健康運動センター整備事業債を充てておりましたけれども、このたび森林整備加速化・林業再生事業費補助金が3,600万円ほど、スポーツ振興くじ助成金、いわゆるtotoの助成金が3,300万円ほどつきましたので、補正をいたしまして、その額分健康運動センター整備事業債の減額をするものでございます。

次に、各種スポーツ大会開催補助経費180万円ですけれども、三瀬地区では少年剣道に熱心に取り組まれておりまして、その成果といたしまして、平成10年、11年に男子が全国中体連2連覇を果たしております。また、昨年行われました大麻旗争奪少年剣道大会では、小学の部優勝、中学女子の部優勝、中学男子の部5位の入賞を果たし、また、昨年暮れの兵庫県で開催されました若鷲旗全国大会で中学男子が優勝し、内閣総理大臣賞を受賞しております。中学女子も3位に入賞し、全国から注目を集めているところでございます。女子剣道部は平成23年、24年に2年連続の全国中体連大会出場を果たしております。

そこで、地区内で行われておりました大会を本年度から、佐賀市はもとより佐賀県下有力チームや九州各県の有力チームを招いた剣道大会として開催することを企画されております。そのために補助をするものです。

なお、財源といたしましては、三瀬地区ふるさと創生基金を充てることとしております。

続きまして、市立野球場の改修事業9,000万円でございますけれども、市立野球場は平成8年度に整備をしておりますけれども、フェールボールが場外へ飛び出す頻度が非常に高く、これまで車等にぶつかる物損事故等が起こっております。当球場を会場として毎年多く利用されております県の高校野球連盟からは、いつ人身事故が起こってもおかしくない状態であるとの指摘も受けておりました。今回、飛球調査及びシミュレーション調査を行いまして、防球フェンスの増設、現在フェンス高大体11メートルほどでございますけれども、18メートルから24メートルの範囲で増設して、利用者等の安全確保を図るものであります。

なお、財源といたしまして、合併特例事業債を8,550万円充てることとしております。

以上でございます。

(山下委員長)

はい、ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。

(福島委員長)

インクルーシブ教育システム構築モデル事業について、教えていただきたいのですが、合理的配慮協力員という方がいらっしゃるということなのですが、合理的配慮というのは何か基準や、指針があるのでしょうか。

(吉木こども教育部副理事兼学校教育課長)

その中身としましては、学校内外、関係機関との連携、調整、特別支援教育コーディネーターへの指導、特別支援教育支援員の研修等の校内体制の整備です。それから保護者等からの教育相談対応の支援などを行うスタッフのことを合理的配慮支援員と呼ぶということです。文科省によりますと、その子どもに直接的に接するのではなくて、その体制整備のための配慮をしていく支援員というとらえ方でした。きちんとした定義ではありませんが、そのように書いてあります。

本庄小学校に委託をしましたが、現場としては実はそういう方も、子どもに接して欲しい、そういう子どもたちにも関わって欲しいという考えもあるので、多少子どもにも関わることもあっていだろうと考えております。ただ、基本的には体制づくりのためのコーディネートをする役割であるというふうにとらえていただければと思います。ねらいはインクルーシブ教育、要するに障がいを持っている子どもたちを一般の教育の中に入れてやれるよということを示したいということがあるのだと思います。

(伊東委員)

英語によるコミュニケーション能力・論理的思考を強化するとありますが、きょうもまさしくニュースで言っていましたように、グローバル化に対応できる子どもたちを教育しようという方向で進んでいるようですが、その先取りですか。

(吉木こども教育部副理事兼学校教育課長)

今度高校で新学習指導要領が実施されますが、英語については授業等を完全に英語で行うようなシステムを今つくろうとしております。それを受けて、中学校でもその拠点校みたいなものをつくりたいというのが意図にあります。英語の時間は全部英語で通しなさいということではないのですが、高校教育の中でそういう変化を見せようとしているわけです。それを受けて、中学校でも英語のコミュニケーション能力を高めていくということが目的にあるようでございます。

(伊東委員)

これは小学校でも、今後取り組みとしては考えられていないのですか。

(吉木こども教育部副理事兼学校教育課長)

今この事業そのものは小学校にはないのですが、ただ小学校も外国語活動等を今取り入れておまして、先日ニュース等でもあったように、外国語活動そのものが教科になるかもしれないという話も若干出ている向きもあります。今後どういう流れになるかははっきりはわかりませんが、今現在小学校においても五、六年生で外国語活動を完全に実施しておりますので、国際化というところまで見越しているのかなとは思いますが。ただ、この事業そのものに小学校はありません。

(伊東委員)

やはり低学年からはじめないと、今後は展開できないでしょうね。どうかすると幼稚園から始めてもいいと思います。今はもう物づくりも東南アジアが中枢なんですね。ですから、やはり語学力がないと通じないという状況が、間近に迫っていますのでね、もう迫り過ぎていると言ったほうがいいでしょうか。ぜひこれはもっと強化をして欲しいなと思います。

(吉木こども教育部副理事兼学校教育課長)

伊東委員もおっしゃったように、今までは文法等が優先されたりということがありましたけれども、今の時代の流れとしましては、授業そのものが英語のコミュニケーションの場面とすることをねらいとしているようでございます。

(岸川委員)

このような委嘱事業を指定する際の公平性の問題ですが、これは学校教育課で効果があるだろうということで決めるのか、どこかに手を挙げていただいて決めるのか、選考方法にもし基準があれば教えていただきたい。

(吉木こども教育部副理事兼学校教育課長)

今回のケースでいいますと、学びのイノベーション事業につきましては、これ以前から委託をされていまして、その流れで、西与賀小学校という指定がありました。それ以外の、道徳、インクルーシブ、それから英語は確認をしました。手を挙げていただけたところを募ったり、最終的には市教委のほうでもここがいいのではという検証も行いまして、例えば、諸富中学校は校長先生が英語の先生であるということもありましたので、選択をさせていただいたり、それから道徳についても希望を一旦かけますけれども、希望校が出ない場合があります。そんな場合は、小中連携も兼ねてやれる、道徳をすることによって子どもたちの質が変わるということを総合的に考えた上で、市教委からどうでしょうかと校長先生にも御相談申し上げるということもあります。希望を聞いたり、あるいはこちらから依頼をしたりと両方ございます。

(岸川委員)

はい、わかりました。

(東島教育長)

保育幼稚園課の認可保育所保育士の給与等改善の補助は、10分の10と言われましたよね。

これはずっと続くのですか。例えば、給与を上げて10分の10の補助をいただきますよね。もし、その次の年はもう出ないとなったときに、保育園はどうすればいいのでしょうか。

(藤田こども教育部副理事兼保育幼稚園課長)

財源としましては、佐賀県安心こども基金を使っていますので、安心こども基金がある限りにおいては続ける方向らしいです。ただ、安心こども基金も21年に創設されて、毎年延長、延長で来まして、25年度も何とかあるという状況です。今の県の見解では、新制度の開始が27年からですので、26年まではこども基金があるだろうということです。この制度も26年度までは引き続くことになるのではないかと思います。ただ、27年度以降は全く見えていない状況であります。

(東島教育長)

例えば、そのときには市で補助をなさいと言うことになると、安心どころか危険ですよ。一旦あげたものを、基金が終了したからから戻すよというわけにはいかないでしょう。

(藤田こども教育部副理事兼保育幼稚園課長)

その辺り、私どもからの要請も合わせて当然保育園の努力も必要かとは思いますが、今の段階でそこまでのハードルを設定するかどうかは、まだ全然決められていません。今の段階では、まずはやりますか、やりませんかというところの調査だけです。

(岸川委員)

先ほど、保育士確保のためということでご説明がありましたけど、政府が平成27年度までに待機児童をゼロにするということも目標として言われていますよね。

そうすると、保育士がすごく不足することが予測されるわけなので、やはりそのよう

な給与をある程度保障しないと、もう保育士の確保が難しいということですね。

(藤田こども教育部副理事兼保育幼稚園課長)

実態として、今の私立保育園の在任期間といえますか、勤続期間が大体10年ぐらいです。一方で公立が17年ぐらいあります。もう一方で給与水準もちょっと落ちるという意味では、やはり人材確保をするためには給与面での優遇措置が必要だろうという判断だと思います。

(岸川委員)

現実的には、例えば、福岡とかに人材が行っているというのが現状ですか。

(藤田こども教育部副理事兼保育幼稚園課長)

確かにある保育園からは新卒者がなかなか佐賀県内に残らない事情もあるようだと、やはり県外に出ているというお話を聞きはしますが、調査をかけた内容ではありません。

(山下委員長)

私のところでは、県内の学生は県外に出ることは余りございません。ほとんど自分の自宅から通える範囲です。福岡あたりに行っているのは対馬とか島の学生などが主で、県内の学生は、私のところに限っては県外に出ていません。

(福島委員)

一旦やめられた方にまた戻ってきてもらうとか、そういう働きかけも行っているのですか。

(東島教育長)

その取り組みはやっています。例えば、結婚してお子さんが手を離れてからまた来てくださいということは盛んにやっています。

(福島委員)

それはいいですね。

(山下委員長)

補正予算関係については、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、このほかで何かございますか。

(岸川委員)

先ほどの会議条例に戻らせてもらうのですが、これは教育委員会に意見を聞くということなので、この会議をつくる主体は市長部局ということになるのですか。

(藤田こども教育部副理事兼保育幼稚園課長)

今回、委任規則にも、委任を教育委員会委任事務の中に含めていますので、基本的には教育委員会の事務として会議の設置、あるいはまた事業計画の策定を行っていくと思います。

(岸川委員)

ということであれば、この条例の施行期日が8月1日ということですが、会議はいつをめどに発足される予定なのですか。

(藤田こども教育部副理事兼保育幼稚園課長)

施行期日を8月1日にしたのは、条例制定後、一般公募の期間も必要なものですから、大体1カ月ぐらいで人選も終わるだろうということで、スタートできるのが8月1日かなと考えています。ですから、実質的な会議の開始は8月1日と考えています。

(山下委員長)

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご質問がなければ、これで報告事項を終わります。

その他で何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、私から、幼・保・小連携わくわく訪問について、ご報告をいたします。

今まで4校行ってまいりました。あした思斉館に行きますけれども、私の感想を申し上げますと、子どもたちは非常に授業に臨む態度ができていたと思います。発表の仕方もきちんと、教わったとおりできていましたし、友達関係もスムーズにいつているなという感じを受けました。担任の先生も一つ一つゆっくりと丁寧に指導されておりました。次の時間はこうするんだよ、これを持ってああするんだよというふうに詳細に説明されておりました。この時期は本当にそういう丁寧さが必要だなということを思いました。

幼稚園、保育園の先生方の訪問がたくさんございましたけれども、自分の園を卒園した子どもたちの小学校での授業の態度を見られて、非常に成長しているとびっくりされておりました。入学して1カ月ですけれども、大きく成長して安心したということをおっしゃっておりました。そして、自分の園からその学校に来た卒園児は1人なんですけれども見に来ましたという方もいらして、幼稚園、保育園で一人一人を大事になさっているというのが感じられました。

もう1つ、特別支援を要する子どもさんが、生活指導員の先生とぴったりくっついて、授業を受けていましたけど、授業を受けられない子ども、教室に入れない子どももおりました。そういう子どもについて、指導員さんとの人的な関係はどうですかと聞いたら、その指導員さんには非常に心を開いているということをお伺いして私もほっとしました。座席の位置もちゃんと特別支援を要する子どもさんには配慮した形で設定してありました。そして、その指導員さんも非常に優しく、一つ一つ丁寧に指導をされておりました。この連携がうまくいつていると思いました。

ただ一つ、ある小学校でてんかんの子がいて、幼稚園、保育園が、これを報告していなかったらしくて、その子が入学した次の日に、学校でてんかんを起こして救急車で運んだということがあったそうです。それで、きちんと幼稚園、保育園からはそこまで情報をくださいということをお話されておりました。

私からは以上です。

ほかになんかございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかになんかようでしたら、これで5月の定例教育委員会を閉会いたします。